

全国ひとり親世帯等調査について

1 調査の目的

この調査は、5年に1回、厚生労働省が全国一律に実施するもので、母子世帯、父子世帯及び養育者世帯（父母のいない児童のいる世帯）の生活の実態を把握し、これらの世帯に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的としています。

2 調査の対象

令和3年11月1日時点で調査地区内に居住している母子世帯、父子世帯及び養育者世帯

3 調査地区

①父子世帯及び養育者世帯については、国勢調査により設定された調査区から無作為抽出された調査地区（全国9,100地区のうち堺市65地区）

②母子世帯については、①の調査地区の中からさらに無作為抽出された調査地区（全国3,500地区のうち堺市26地区）

4 調査の事項

世帯の状況、住居・仕事・子どもの状況、福祉関係の公的制度の利用状況、困っていること、相談相手等の調査票に掲げる事項とします。

5 調査員

調査員は、本市職員（各区保健福祉総合センター職員）が担当します。

6 調査の時期

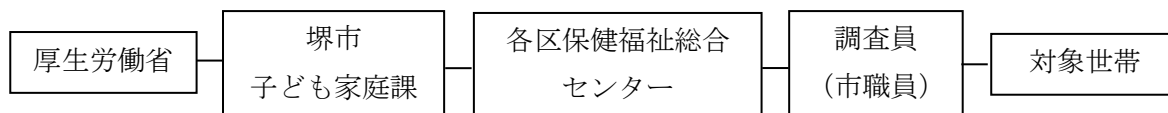
令和3年10月下旬～11月中旬（調査基準日：令和3年11月1日）

7 調査の方法

調査員が対象世帯を訪問して調査趣旨を説明した上で調査票を配付します。ただし、不在等の場合は、ポストに投かんする方法により配付します。（11月1日前後）

調査票については、郵送により回収を行います。（提出期限：11月15日）

8 調査の系統



9 結果の公表

集計後、厚生労働省において、「全国ひとり親世帯等調査結果の概要」を公表します。